

支援管理コード ※アドバイザー記入		E000
----------------------	--	------

重要事項確認書

一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会（以下「協会」という。）が実施する「女性・若者・シニア創業サポート事業」（以下「本事業」という。）に参加するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、申請者に対し本事業について以下の重要事項の説明を行い、申請者はこれを確認する。

記

1. 支援対象者

- (1) 申請者は、この重要事項確認書の記載内容について同意し、かつ、以下の支援対象者の範囲に違反しない。
- (2) 申請者（本事業の支援対象者）は、複数の金融機関で本事業の利用をしておらず次に掲げる条件をいずれも満たす創業者（これから創業する具体的な計画のあるもの又は創業した日から5年未満であるもの）である。

(注) 個人で創業し、同一事業を法人化した者は、個人で創業した日から5年未満の者が対象。

 - ① 女性、若者（39歳以下）又はシニア（55歳以上）である。
 - ② 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置く創業事業である。
 - ③ 創業事業の規模は、中小企業基本法に規定する中小企業者の範囲に合致している。
 - ④ 大企業が実質的に経営を支配していない。
 - ⑤ 本事業の趣旨に鑑み、地域の需要や雇用を支えるなど、地域に根ざした事業を興すものに概ね合致する。
 - ⑥ 以下の事業に該当しない。
 - ア 公序良俗に問題のある事業
 - イ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業
 - ⑦ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わない。
 - ⑧ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がない。
- (3) 申請者は、アドバイザーが支援対象者の範囲に含まれることを確認するために要求した資料を提出する。なお、アドバイザーが、この重要事項確認書に署名・押印又は記名・捺印することは、申請者が支援対象者の範囲に含まれることを保証するものではない。
- (4) 他の借入金の借り換えを目的とした案件は、本事業の支援対象とはならない。

2. 創業個別相談

創業個別相談は、本事業の融資利用を検討している者に対し、事業計画書に関する相談及び作成支援を提供するものである。このため、本事業の融資利用を検討しなくなった段階で、創業個別相談を受ける権利を失う。

3. 事業計画書評価

- (1) 金融機関がアドバイザーを紹介した場合であっても、金融機関の融資審査を通過したわけではなく、以後の融資審査の通過を保証するものではない。
- (2) アドバイザーは、事業計画書を査閲した結果、支援対象者との面談を行わないと判断する場合がある。また、面談が行われた場合でも、アドバイザーは、事業者評価を実施しない場合がある。
- (3) アドバイザーが作成する事業評価シートは、直接、紹介元の金融機関に提出される。なお、事業評価シートは、金融機関の融資審査の通過を保証するものではない。
- (4) 事業評価シートの評価は、限定された資料及び情報に基づき行われたものであり、評価を受けた創業者の事業の状況や将来性等を保証するものではない。
- (5) 事業計画書評価に関する費用は、協会が負担し、アドバイザーは支援対象者に一切の請求を行わない。融資実施前に、アドバイザーの有償サービスを利用する場合は、紹介元の金融機関に対し、以後はこの事業の支援

支援管理コード ※アドバイザー記入		E000
----------------------	--	------

対象外となることを宣言しなければならない。

(6) アドバイザーは支援対象者に、融資成立の対価としての成功報酬の請求を行わない。

4. 融資審査

- (1) 金融機関への融資申込は、支援対象者が自己の責任において行う。このため、融資申込書や事業計画書等の必要書類は、各金融機関の定めに従ったものを、支援対象者が自ら作成する。
- (2) 融資審査は、融資申込のあった金融機関の権限及び責任によって行われる。このため、アドバイザーは融資審査について、一切の権限及び責任を有さない。
- (3) この事業の融資は、融資限度額 1,500 万円以内（運転資金のみは 750 万円以内）、返済期限 10 年以内、据置期間 3 年以内と条件設定されているが、これは最大限度額と最長期間を表示したものであって、最大限度額と最長期間を保証するものではない。

5. 融資後の訪問

- (1) この事業により融資を受けたものは、金融機関が選定したアドバイザーによる、ハンズオン支援（原則 5 年間）及び決算支援（原則 1 年間）を目的とした訪問を、一定回数受け入れることを原則とする。
ただし、金融機関は、支援を行うアドバイザーの変更並びに支援の短縮及び中断を決定する権限を有する。
- (2) (1) に関する費用は、協会が負担するため、アドバイザーは支援対象者に一切の請求を行わない。アドバイザーの有償サービスを利用する場合には、本事業のサービスと明確に区別したうえで、別途、アドバイザーと契約を締結するものとする。

6. 個人情報の取扱いについて

- (1) アドバイザー及び金融機関は、個人情報の保護に関する法律にのっとり、この事業に必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって申請者の個人情報等を取得し、取得した個人情報等をこの事業の要綱等の定めに基づき利用することを目的として保有するものとする。
- (2) アドバイザー及び金融機関は、申請者から得た個人情報等を、この事業の運営上必要となる範囲において、東京都、協会、金融機関又はアドバイザー（必要に応じてアドバイザー間の共有を含む）に対し、申請者の同意を得ることなく、提供又は開示することができる。

7. その他

- (1) アドバイザーは、自らの責任で業務を行い、協会、金融機関、統括アドバイザーは、責任を負わない。
- (2) この重要事項確認書に記載されていない項目についても、女性・若者・シニア創業サポート事業の要綱等の関連規程に従うものとする。
- (3) 本事業は、平成 46 年 3 月で終了となります（融資実行は平成 36 年 3 月で終了）。

(説明を受けた申請者)

私は、上記の重要事項についてアドバイザーから説明を受け、記載内容について了解しました。また、1. の支援対象者の範囲に違反する事項はありません。

平成 年 月 日 署名・押印 印

(説明したアドバイザー)

当法人は、上記の重要事項について申請者に対して説明を行い、申請者が記載内容を了承し、支援対象者の範囲について違反しないことを表明したことについて確認しました。

また、当法人は、上記の重要事項の記載内容について了解しました。

平成 年 月 日 法人名・押印 印